

会員各位

つくば市商工会
会長 櫻井 姚
(公印省略)

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」開催のご案内

貨物自動車に設置されている、荷台後部の昇降装置＝「テールゲートリフター」を使用して、荷を積み込み・積み降し作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険を十分に認識していないことより、テールゲートリフターからの墜落・転倒等による災害が発生していることから、テールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業を行う労働者に対し、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育が義務化されました。(令和6年2月1日施行)

つきましては、下記要領により、技能講習を開催いたします。ぜひこの機会に受講をお願いします。

記

1. 受講資格

満 18 才以上の方 (受講日現在)

2. 開催日及び会場

開催日	令和6年 4月 19日 (金)
会場	つくば市商工会谷田部支所 (茨城県つくば市谷田部 5 6 5 5・6)

※カーナビにて検索できない場合がありますので、講習会場案内図を参照下さい。

3. 講習科目及び時間割

	科 目	講習時間
学科	オリエンテーション	8:30～8:40 (10分)
	テールゲートリフターに関する知識	8:40～10:10 (1時間30分)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	10:20～12:20 (2時間)
	関係法令	13:10～13:40 (30分)
実技	テールゲートリフターの操作の方法	13:50～15:50 (2時間)
	修了証交付	(合計 6時間)

※8:20までには受付を済ませて下さい。(時間厳守です:遅刻は一切認められません)

4. 受講料

● 13,990円(消費税込) (受講料:13,000円 テキスト代:990円)

5. 定員

36名(受講希望者が定員になり次第締め切ります。なお、10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。)

6. 受講申込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付）

※申込書は、つくば市商工会ホームページからダウンロードしてください。

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm

をお持ちの上、お申込み先へお申込みをお願いします。

<講習会当日、会場へ持参するもの>

- ・受講票
- ・本人確認書類の写し
 - ・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
 - ※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

7. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」修了証を即日交付します。

9. 申込み受付先（持参のみ。電話・FAX等での申込みはできません。）

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階） 電話 029-879-8200

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

申込先と講習実施場所は異なりますのでご注意ください。

10. その他

- ①実技当日 保護帽（ヘルメット）、長袖作業服、作業靴等の準備をお願いします。（雨天時、雨具）
- ②無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。
- ③テキストは受付会場でお渡しします。
- ④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑥昼食は各自ご用意して下さい。
- ⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ませんので電源を切るか、マナーモードにしてください。

11. 講師

茨城労働局長登録教習機関

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター 専任講師

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19

電話 029-291-6221 FAX029-353-7915